

トータルコンサルティングオフィス

# 税理士平本事務所 ニュース

編集・発行人 税理士 平本 祐一

事務所 水戸市宮町 2-3-102  
〒 310-0015 梅善ビル 2・3 階  
TEL 029 (226) 0865 FAX 029 (226) 0793  
E-mail topassis@js6.so-net.ne.jp  
http://hiramoto-office.com/

## 税理士の独り言

思わず箸を止めるほどの存在感のある演技をする役者を久しぶりに見ました。「龍馬伝」の吉田東洋役の田中泯さんです。舞踊家が本職ですが 57 歳で日本アカデミー賞新人賞を受賞しました。俳優というより芸術家としての迫力を感じさせます。松田優作もそんな俳優でした。

創造し続けるのが企業経営の本質ですから、経営者も芸術家です。これだけ変化の激しい中で企業を継続させるために何かを創造することは、自分との戦いです。

苦悩に勝る誇りと覚悟を胸に秘めて歩み続けるのが芸術家という経営者でしょう。

## 私の書棚より

○ 日本が「アメリカを通じてしか世界を見ない」状態にある背景には、情報基盤の問題も横たわっている。世界潮流に翻弄されずに自ら舵が取れる国になるには、シンクタンクと通信社の整備が喫緊の課題となっている。

○ 賛成はできないけれど、あなたのものの見方、誠実に物事を組み立てて考えてみようという見方については、大いに評価する、という姿勢が外交においても、国際社会を個人として生き抜く上でも大切だ。

「世界を知る力」

寺島実郎著

PHP 新書

## 税務アンテナ

□ 譲渡所得の「譲渡」とは、財産、権利、法律上の地位等をその同一性を保持させつつ、他人に移転することをいいます。売買、交換、競売、現物出資などの有償譲渡のほか、贈与や遺贈などの無償譲渡も含まれます。ただし、譲渡担保により資産を移転した場合には、その担保にかかる資産を従来通り使用収益すること、その債務にかかる通常の子息等の支払いに関する定めのある契約書があり、かつ、「譲渡担保のみを目的として行われたものである」旨の申立書を所轄の税務署に提出したときは、その譲渡がなかったものとして取り扱われます。

□ 印紙を貼るべき契約書に印紙が張っていなかった場合には、その納付しなかった印紙税の額とその 2 倍に相当する金額の合計額、つまり納付すべき印紙税の額の 3 倍に相当する過怠税が徴収されることとなります。また、消印がされていない場合には、消印されていない印紙の額面に相当する金額、つまり納付すべき印紙税の額の 2 倍に相当する過怠税が徴収されます。ただし、調査を受ける前に自ら不納付を申し出たときは 1.1 倍に軽減されます。

この場合、その全額が過怠税になりますので、全額が損金や必要経費に算入ができません。

税務に関するご質問をお受けしております。お気軽にお問い合わせ下さい。

## 4 月の 税 務 ス ケ ジ ュ ー ル

10 日	○ 3 月分の源泉所得税の納付 (休日につき 12 日)
15 日	○ 給与所得者異動届出
30 日	○ 公共法人等の住民税均等割申告 ○ 2 月決算法人の確定申告 ○ 8 月決算法人の中間申告 (予定申告)

30 日	○ 5 月、8 月、11 月決算法人の消費税中間申告 ○ 4 月決算法人の消費税各種選択届出書提出
------	--

今月の贈る言葉『夢をつかんだ奴より、夢を追ってる奴の方が、時に力を発揮する』  
by 真田幸村